

平成十八年十一月二十四日受領
答弁第一五九号

内閣衆質一六五第一五九号

平成十八年十一月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田嶋要君提出タウンミーティングに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「タウンミーティング」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、内閣府の設置以降、御指摘の総計百七十四回のタウンミーティングと同様に、国民との対話を目的として、閣僚が出席したタウンミーティングと称するもの（以下「その他タウンミーティング」という。）で、所管省庁が内閣府大臣官房タウンミーティング担当室の協力を得ずに開催したものととしては、外務大臣、農林水産大臣、環境大臣又は内閣府特命担当大臣（科学技術政策）が出席したものがある。

なお、総計百七十四回のタウンミーティングは、内閣府大臣官房タウンミーティング担当室において担当したものである。この外内閣府では、その他タウンミーティングにおいて、他省の閣僚が出席したものに食品安全委員会事務局及び沖縄総合事務局が協力したものがある。

二について

お尋ねの厚生労働省及び農林水産省が主催した平成十八年四月十一日から同月二十四日まで及び同年六月一日から同月十四日までの間の「食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題に関する

る意見交換会」並びに同年七月二十八日から同年八月二十四日までの間の「米国産牛肉輸入問題（対日輸出認定施設の現地調査結果）に関する説明会」（以下「意見交換会等」という。）については、その他タウンミーティングの一例ではない。

三について

総計百七十四回のタウンミーティングについては、「調査」を行うこととしており、その他タウンミーティングについては、お尋ねの「調査」を行うか否かについては、それぞれの担当省庁において、適切に判断すべきものと考ええる。

四について

意見交換会等において、あらかじめ特定の者に対し、質問の依頼を行った事実はないと承知している。